証券コード　3172
平成28年10月12日

株 主 各 位

静岡県島田市牛尾１１８番地
ティーライフ株式会社
代表取締役社長　植田　伸司

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年10月26日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年10月27日（木曜日）午前10時（受付開始:午前９時）
２．場　　所　静岡県掛川市亀の甲１－３－１
掛川グランドホテル　３階「シャングリラスイート」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第33期（平成27年８月１日から平成28年７月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第33期（平成27年８月１日から平成28年７月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　役員賞与支給の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tealifeir.com/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれています。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tealifeir.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年8月１日から 平成28年7月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな景気回復の動きが見られたものの、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速懸念に加え、英国のＥＵ離脱決定による金融市場の混乱等、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループ（当社及び連結子会社）が属する小売・卸売業界においては、政府による消費税率引き上げの再延期等があったものの、今春以降インバウンド消費の減速に加え、消費者の根強い節約志向、業態を越えた競争の激化等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境のなか、当社グループは、「差別化戦略の推進・将来への布石・強固な経営基盤の構築」を経営方針として掲げ、強みであるオリジナル商品を徹底して訴求するとともに、サービスやコミュニケーションにおいても独自性を追求し、競争優位を基礎とした経営基盤作りに努めてまいりました。また、当連結会計年度から小売事業の出荷場として稼働している自社物流センターにおいて、平成28年１月より一部卸売事業の出荷を開始し、グループ全体の物流業務の合理化及び質の向上に取り組んだほか、商品政策による売上原価率の低減や、販売費及び一般管理費の効率的運用を進め、利益率の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は7,200百万円（前年同期比5.7%増）となりました。

損益面では、営業利益は524百万円（同49.5%増）、営業外費用にデリバティブ評価損77百万円等を計上したことにより経常利益は446百万円（同22.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は336百万円（同81.8%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、売上高については、セグメント間取引の調整後の数値であり、セグメント利益又は損失については、セグメント間取引の調整前の数値であります。

ア．小売事業

小売事業では、成長を続けるネット媒体への広告比率を高めるとともに、テレビ、新聞等、ターゲットとする客層に応じた媒体へ適宜広告を投下し、新規顧客の獲得に注力したほか、コールセンターを活用した販促策の推進により、安定収益の基礎となる定期会員の拡大に注力してまいりました。また、「ダイエットプーアール茶」・「メタボメ茶」等のリピート率の高い主力商品の拡販に加え、価格訴求力のある福袋や季節商品等の展開により売場の活性化を図るとともに、原材料価格の高騰を背景に平成28年１月より主力商品の一部を価格改定し、利益の確保に努めてまいりました。ネット通販では、大手オンラインモールのイベントに合わせ広告を集中投下したほか、ネットで販売好調な「ルイボスティー」がテレビ番組で取り上げられ、客数の上積みに繋がりました。また、定期開催している商品券セール（商品券、未使用の切手・ハガキ等の金券で買い物ができる企画）では、ハガキの等価引取りキャンペーンを実施し、利用者の拡大及び他社との差別化に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は5,124百万円（前年同期比8.7%増）、セグメント利益は505百万円（同25.7%増）となりました。

イ．卸売事業

卸売事業では、テレビ、雑誌等を活用し、北欧寝具「Danfill（ダンフィル）」、キッチン雑貨「moha（モハ）」等、取扱いブランドの認知度向上に注力するとともに、インテリア雑貨「コポーシリーズ」のラインナップの拡大に取り組んでまいりました。さらに、欧州を中心に新たな海外ブランドの開拓を進め、特徴ある商品の拡充を推進しました。また、スーパーフード等の健康食品の展開や化粧品の開発に取り組み、新たな分野の開拓に努めるとともに、国内開催の商品展示会に出展し、販路の拡大を進めてまいりました。加えて、広告宣伝の効率化、在庫管理の合理化を推進し販売費及び一般管理費の低減を図ってまいりました。

しかしながら、暖冬により寝具等の秋冬商品が伸び悩んだほか、キッチン雑貨の動きが鈍く、売上高は2,032百万円（前年同期比2.6%減）、人件費や荷造運賃費の圧縮に努めましたが、セグメント損失は23百万円（前年同期は67百万円のセグメント損失）となりました。

ウ．その他

物流センターを活用した不動産賃貸事業では、売上高は44百万円（前年同期比200.0％増）、セグメント利益は39百万円（同186.2％増）となりました。

②　設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました当社グループの設備投資の総額（無形固定資産を含めております。）は50百万円であります。その主なものは、小売事業に係る通信販売基幹システムの改版等の投資14百万円、物流センターの改修工事等12百万円であります。

③　資金調達の状況

該当事項はありません。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 30 期 (平成25年７月期)	第 31 期 (平成26年７月期)	第 32 期 (平成27年７月期)	第 33 期 (当連結会計年度) (平成28年７月期)
売　　上　　高(千円)	5,629,879	6,012,440	6,814,167	7,200,933
経　常　利　益(千円)	455,235	385,483	363,394	446,631
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	283,717	224,738	185,093	336,565
１株当たり当期純利益（円）	66.75	52.88	43.55	79.19
総　　資　　産(千円)	4,328,851	4,481,120	5,245,262	5,397,400
純　　資　　産(千円)	3,521,965	3,642,541	3,713,155	3,910,830
１株当たり純資産額（円）	828.70	857.08	873.69	920.20

（注）１．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

２．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 30 期 (平成25年７月期)	第 31 期 (平成26年７月期)	第 32 期 (平成27年７月期)	第 33 期 (当事業年度) (平成28年７月期)
売　　上　　高(千円)	4,753,013	4,660,357	4,728,295	5,172,327
経　常　利　益(千円)	426,190	407,775	429,156	552,003
当　期　純　利　益(千円)	278,432	264,633	297,935	341,872
１株当たり当期純利益（円）	65.51	62.26	70.10	80.44
総　　資　　産(千円)	4,243,017	4,409,201	5,163,475	5,293,717
純　　資　　産(千円)	3,514,287	3,673,614	3,853,363	4,062,933
１株当たり純資産額（円）	826.90	864.39	906.68	955.99

（注）　１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アペックス	40百万円	100.0%	生活雑貨等の卸売
コラムジャパン株式会社	50百万円	100.0%	生活雑貨等の卸売
株式会社ダイカイ	10百万円	100.0%	生活雑貨等の卸売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、継続的な成長に加え、企業価値の向上を目指し、平成29年７月期から平成31年７月期までの３ヵ年を「強みを磨き上げるとともに未来への投資を進め、経営基盤を強化する期間」と位置づけており、海外ＥＣをはじめ成長性の高い分野への投資を戦略的に行うとともに、コストコントロールを徹底し、収益構造の改善を進めてまいります。また、強みである独自商品や特徴的なサービスの深耕を進め、競争優位の創造に努めるとともに、組織体制、内部管理体制、人材育成を強化し、成長を支える強固な経営基盤を構築してまいります。

上記の中期的な経営戦略を推進するために、当社グループは以下の課題に取り組み、持続可能な成長を目指してまいります。

① 差別化戦略の推進

消費者のモノ離れが進み、企業間の低価格競争が常態化するなか、真に選ばれる存在となるため、特色ある商品の開発・育成を最優先とするほか、お客様に喜ばれる個性的な企画やサービスの拡充に努め、存在感のある独自のポジションを確立してまいります。また、商品の先にあるライフスタイルの提案力やコミュニケーションスキルを磨き、お客様との関係性を深めることにより、競争優位を創造してまいります。

② 将来への布石

小売業界では、インターネット・モバイル通販市場が大きく伸長しており、当社グループにも同様の傾向が見られることから、きめ細やかな顧客対応を実現するＥＣ基盤システムやネットショップへの投資を加速するとともに、海外ＥＣ展開を始動し、新たな収益の柱の育成を図ります。また、コストコントロールの徹底や物流センターの有効活用により収益構造を改善し効率的な事業運営を推し進めるほか、グループ力を高めるM&Aを積極的に推進し、持続的な成長の実現を目指します。

③ 強固な経営基盤の構築

財政基盤のさらなる強化に加え、商品や販売チャネルの共有、物流拠点の集約等により効率的なグループ経営を推進するとともに、持続的成長を実現する組織体制の整備、それを支える人材の育成により、強固な経営基盤の構築を目指します。また、内部管理体制の強化及び実効性のある運用により、社会からの要請及びステークホルダーの期待に応えられるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年７月31日現在）

事業区分	事業内容
小売事業	主に健康茶、健康食品、化粧品を一般消費者に通信販売しております。
卸売事業	主に生活雑貨、食品を通信販売会社や小売店等に販売しております。
その他	物流センターの一部を活用し、不動産賃貸事業を行っております。

(6) 主要な事業所（平成28年７月31日現在）

① 当社

本社	静岡県島田市
物流センター	静岡県袋井市

② 子会社

株式会社アペックス	本社（群馬県高崎市）
コラムジャパン株式会社	本社（東京都千代田区）
株式会社ダイカイ	本社（愛知県名古屋市） 東京支社（東京都江戸川区）

(7) 従業員の状況（平成28年７月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
小売事業	94名（13名）	３名増（１名減）
卸売事業	44名（７名）	６名減（１名増）
その他	―	―
合　計	138名（20名）	３名減（―）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除いております。）は、年間の平均人員（１日平均８時間換算）を（　）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94名（13名）	３名増（１名減）	34.2歳	8.2年

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除いております。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除いております。）は、年間の平均人員（１日平均８時間換算）を（　）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年７月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社静岡銀行	408百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年７月31日現在）

① **発行可能株式総数**　　14,000,000株

② **発行済株式の総数**　　4,249,943株（自己株式57株を除く）

③ **株主数**　　6,663名

④ **大株主（上位10名）**

株　主　名	持　株　数	持 株 比 率
株式会社Ｎ＆Ｋ	1,100,000株	25.88％
植田　伸司	344,850	8.11
植田　佳代子	125,000	2.94
山田　壽雄	100,000	2.35
ティーライフ従業員持株会	98,050	2.31
植田　翔子	70,000	1.65
植田　元気	70,000	1.65
若杉　精三郎	60,000	1.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	54,800	1.29
株式会社静岡銀行 常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社	50,000	1.18

（注）持株比率は自己株式（57株）を控除して計算しております。

⑤ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年７月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	植田伸司	株式会社アペックス代表取締役会長 コラムジャパン株式会社取締役会長 株式会社ダイカイ取締役会長
専務取締役	鈴木守	株式会社アペックス取締役 コラムジャパン株式会社取締役 株式会社ダイカイ代表取締役社長
取締役	萩原俊彦	経営企画部長
取締役	湯川和俊	顧客開拓部長 コラムジャパン株式会社代表取締役社長
取締役	小村富士夫	株式会社Ｊスタイル代表取締役社長
常勤監査役	鈴木良房	株式会社アペックス監査役 コラムジャパン株式会社監査役 株式会社ダイカイ監査役
監査役	飯川治	
監査役	小松原康久	

（注）１．取締役小村富士夫氏は、社外取締役であります。
２．監査役飯川治及び小松原康久の両氏は、社外監査役であります。
３．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
① 平成27年10月23日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって、取締役廣川照樹氏及び鈴木良房氏並びに監査役山田壽雄氏は任期満了により退任いたしました。
② 平成27年10月23日開催の第32期定時株主総会において、鈴木良房氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
４．常勤監査役鈴木良房氏は、通信販売業界に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役飯川治氏は、企業経営等の豊富な経験と幅広い見識を有しており、他社の監査役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役小松原康久氏は、金融機関における長年の経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7．当社は、社外取締役小村富士夫氏及び社外監査役飯川治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （1名）	135,240千円 （3,540千円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （2名）	18,440千円 （8,490千円）
合計 （うち社外役員）	11名 （3名）	153,680千円 （12,030千円）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．上記には、平成27年10月23日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役１名を含んでおります。

３．監査役鈴木良房氏は、第32期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数につきましては、取締役在任期間は取締役に、監査役在任期間は監査役に含めております。

４．取締役の報酬限度額は、平成19年10月25日開催の第24期定時株主総会において、年額250,000千円以内と決議いただいております。

５．監査役の報酬限度額は、平成19年10月25日開催の第24期定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議いただいております。

６．上記の報酬等の額には、平成28年10月27日開催の第33期定時株主総会において決議予定の当事業年度に係る役員賞与21,650千円（取締役４名（社外取締役を除く。）に対し19,650千円、常勤監査役１名に対し2,000千円）が含まれております。

④　社外役員に関する事項

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役小村富士夫氏は、株式会社Ｊスタイルの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

イ．会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取　締　役　小村　富士夫	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席しております。主に通信販売業界に関する豊富な知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監　査　役　飯　川　　治	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席し、監査役会15回のうち全てに出席しております。他の会社の経営者及び監査役としての豊富な知識・経験に基づく発言を適宜行っております。
監　査　役　小松原　康久	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席し、監査役会15回のうち全てに出席しております。他の会社の経営者としての豊富な知識・経験に基づく発言を適宜行っております。

⑤　その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,166千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、連結子会社の管理体制整備に関する助言・指導業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．当社は、「企業倫理憲章」及び「行動規範」を制定し、これらの徹底と実践的運用を行うために必要な教育・研修を実施し、法令遵守及び企業倫理の徹底に取り組む。

イ．当社は、「内部通報規程」を制定し、法令、企業倫理、定款及び諸規程等に違反する行為を未然防止するとともに、早期に是正する体制を整備する。

ウ．当社は、役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア．取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは当社における「文書管理規程」に従い、所管部門が保存・管理する。

イ．所管部門は、取締役及び監査役等から文書閲覧を求められた際には、速やかに対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．当社は、「リスク管理規程」を制定し、経営活動に潜在するリスクを特定し、平常時からリスクの低減及び危機の未然防止に努める。

イ．当社は、大規模な災害、不祥事等が発生した場合、必要な人員で構成する緊急事態対策本部を設置する等、危機対応のためのマニュアル及び体制を整備する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．当社は、取締役会を定例で毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、経営効率の向上及び意思決定のスピードアップを図るため、取締役及び部長職により構成される経営会議を原則として毎月１回開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行う。

イ．当社は、決裁項目ごとの決裁方法、決裁機関、決裁者を定めた「職務権限規程」を制定するとともに、各組織の業務分掌を定めた「業務分掌規程」を制定し、業務執行を明確にする。

ウ．取締役会は、単年度及び３か年の経営計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

⑤　当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社担当部門は、「子会社管理規程」に基づき、子会社から速やかに又は定期的に取締役の職務の執行に係る報告を受け、これを取締役会へ報告する。

イ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社の損失の危険を把握するとともに、損失の危険が発生した場合は、子会社と連携し適切に対処する。

ウ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．当社グループの経営の健全性及び業務の適正性の確保のため、子会社の事業運営に係る重要な事項について予め当社担当部門が審査し、必要に応じ当社の取締役会へ付議する。

ｂ．当社は、必要に応じ、子会社へ取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるための支援を行う。

エ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．子会社の取締役等及び使用人が、企業倫理憲章、行動規範の遵守に努め、企業市民としての自覚をもとに、事業活動を展開するよう、指導、支援を行う。

ｂ．当社の内部監査室は、必要に応じ子会社の内部監査を実施する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役室を設置し、適切な使用人を配置する。

⑦　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

ア．監査役室に所属する使用人は、監査役の指揮命令に基づき業務を実施する。

イ．当社は、監査役室に所属する使用人の人事異動、評価等については、監査役会の意見を尊重し対処する。

⑧　当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア．取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、当社は、子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。

イ．取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査室の監査結果を報告する。

ウ．当社グループの取締役及び使用人は、法令・定款等に違反する恐れのある事実、当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

エ．内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社グループの取締役及び使用人に対し不利な取扱いを行わない。

オ．重要な決裁事項は監査役の閲覧に供する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア．当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、予算を計上する。

イ．監査役が職務の執行のために、費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する。

イ．代表取締役及び内部監査室等は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。

ウ．取締役及びその職務を補助すべき使用人は、監査役又は監査役会との意思疎通、情報の収集・意見交換の機会を確保する。

エ．監査役は、原則として毎月１回監査役会を開催するほか、必要に応じて随時開催し、監査実施状況について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の整備並びにその運用を推進する。

⑫　反社会的勢力への対応

ア．当社は、「反社会的勢力対策規程」を制定し、不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力等との関係を遮断し、一切の利益供与を行わない。

イ．当社は、「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、指導を受けるとともに情報の収集を行い、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合等は直ちに所轄警察署と連携し、これに対応する。

⑬ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

ア．当社取締役会は、当社の各部門及び子会社担当部門から毎月、各部門及び各子会社における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査役との情報共有並びに当社グループ全体の経営管理を行っております。

イ．当社監査役会は四半期に1度、代表取締役とのミーティングを開催し、経営課題等の情報の共有及び意見交換を行っております。

ウ．当社常勤監査役は、子会社３社の監査役を兼任し、各子会社の全ての取締役会に出席しているほか、毎月開催される当社の経営会議に出席しております。また、当社及び子会社３社の監査を実施し、業務の適正性の確認を行うとともに、四半期に１度、内部監査室長、会計監査人と３様監査人ミーティングを行い、これらの結果について、監査役会を毎月開催し、情報の共有を行っております。

エ．当社は、取締役等及び使用人に対し、毎年、企業倫理憲章、行動規範、個人情報の取扱い等、役職員として遵守すべき規範について社内研修を実施しております。

オ．当社は、リスク管理委員会を毎月開催し、リスクに係る情報の共有を行っております。また、平成27年９月４日に、子会社管理規程を改正し、子会社担当部門において各子会社のリスク管理状況について情報収集を行い、必要の都度、当社取締役会に報告することとしております。

カ．財務報告に係る内部統制については、年間の基本計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成28年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,102,969	流動負債	938,698
現金及び預金	1,532,568	買掛金	178,355
受取手形及び売掛金	823,390	1年内返済予定の長期借入金	108,329
商品及び製品	523,153	未払金	239,958
仕掛品	39,166	未払法人税等	139,427
原材料及び貯蔵品	105,283	賞与引当金	48,884
繰延税金資産	39,738	役員賞与引当金	22,530
その他	54,725	ポイント引当金	12,727
貸倒引当金	△15,057	その他	188,487
固定資産	2,294,431	固定負債	547,871
有形固定資産	1,508,870	長期借入金	300,008
建物及び構築物	439,917	繰延税金負債	138
土地	1,035,700	退職給付に係る負債	53,568
その他	33,252	その他	194,156
無形固定資産	96,690	負債合計	1,486,570
のれん	33,263	（純資産の部）	
その他	63,427	株主資本	3,908,799
投資その他の資産	688,870	資本金	356,625
投資有価証券	254,530	資本剰余金	326,625
繰延税金資産	168	利益剰余金	3,225,584
保険積立金	414,023	自己株式	△34
その他	26,322	その他の包括利益累計額	2,031
貸倒引当金	△6,175	その他有価証券評価差額金	2,031
		純資産合計	3,910,830
資産合計	5,397,400	負債純資産合計	5,397,400

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年８月１日から
平成28年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,200,933
売上原価		2,612,081
売上総利益		4,588,851
販売費及び一般管理費		4,064,210
営業利益		524,641
営業外収益		
受取利息	2,631	
受取配当金	759	
受取賃貸料	1,069	
保険配当金	155	
その他	9,907	14,523
営業外費用		
支払利息	796	
投資有価証券評価損	9,100	
デリバティブ評価損	77,015	
支払手数料	411	
その他	5,209	92,533
経常利益		446,631
特別利益		
固定資産売却益	21,172	
投資有価証券売却益	32,763	
保険解約返戻金	14,144	
受取保険金	2,000	
受取補償金	39,797	109,877
税金等調整前当期純利益		556,509
法人税、住民税及び事業税	222,020	
法人税等調整額	△2,076	219,943
当期純利益		336,565
親会社株主に帰属する当期純利益		336,565

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年８月１日から 平成28年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	356,625	326,625	3,003,767	△34	3,686,982
当期変動額					
剰余金の配当			△114,748		△114,748
親会社株主に帰属する当期純利益			336,565		336,565
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	221,817	－	221,817
当期末残高	356,625	326,625	3,225,584	△34	3,908,799

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	26,173	3,713,155
当期変動額		
剰余金の配当		△114,748
親会社株主に帰属する当期純利益		336,565
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△24,142	△24,142
当期変動額合計	△24,142	197,675
当期末残高	2,031	3,910,830

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,577,359	流動負債	690,918
現金及び預金	1,417,446	買掛金	85,954
売掛金	534,977	1年内返済予定の長期借入金	108,329
商品及び製品	184,861	未払金	209,138
仕掛品	39,166	未払費用	6,861
原材料及び貯蔵品	104,686	未払法人税等	133,500
前払費用	16,502	前受金	13,520
繰延税金資産	29,949	預り金	19,560
その他	261,963	前受収益	3,996
貸倒引当金	△12,194	賞与引当金	35,784
固定資産	2,716,358	役員賞与引当金	21,650
有形固定資産	1,466,743	ポイント引当金	12,727
建物	386,161	その他	39,896
構築物	15,364	固定負債	539,866
機械及び装置	13,905	長期借入金	300,008
車両運搬具	92	退職給付引当金	53,568
工具、器具及び備品	15,517	その他	186,290
土地	1,035,700	負債合計	1,230,784
無形固定資産	58,829	（純資産の部）	
ソフトウエア	40,397	株主資本	4,061,558
その他	18,431	資本金	356,625
投資その他の資産	1,190,785	資本剰余金	326,625
投資有価証券	156,079	資本準備金	326,625
関係会社株式	627,050	利益剰余金	3,378,343
繰延税金資産	168	利益準備金	1,650
その他	407,487	その他利益剰余金	3,376,693
		別途積立金	2,411,000
		繰越利益剰余金	965,693
		自己株式	△34
		評価・換算差額等	1,374
		その他有価証券評価差額金	1,374
		純資産合計	4,062,933
資産合計	5,293,717	負債純資産合計	5,293,717

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年８月１日から
平成28年７月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		5,172,327
売上原価		1,262,081
売上総利益		3,910,246
販売費及び一般管理費		3,365,100
営業利益		545,145
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	4,178	
その他	7,598	11,776
営業外費用		
支払利息	455	
その他	4,462	4,918
経常利益		552,003
特別利益		
固定資産売却益	21,172	
投資有価証券売却益	32,763	
保険解約返戻金	14,144	68,080
特別損失		
関係会社株式評価損	68,621	68,621
税引前当期純利益		551,461
法人税、住民税及び事業税	210,574	
法人税等調整額	△985	209,589
当期純利益		341,872

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年８月１日から平成28年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	356,625	326,625	1,650	2,311,000	838,569	3,151,219
当期変動額						
剰余金の配当					△114,748	△114,748
当期純利益					341,872	341,872
別途積立金の積立				100,000	△100,000	―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	100,000	127,123	227,123
当期末残高	356,625	326,625	1,650	2,411,000	965,693	3,378,343

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△34	3,834,434	18,928	3,853,363
当期変動額				
剰余金の配当		△114,748		△114,748
当期純利益		341,872		341,872
別途積立金の積立		―		―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△17,554	△17,554
当期変動額合計	―	227,123	△17,554	209,569
当期末残高	△34	4,061,558	1,374	4,062,933

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年９月１４日

ティーライフ株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 向　眞生 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 早稲田　宏 ㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、ティーライフ株式会社の平成２７年８月１日から平成２８年７月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティーライフ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年９月１４日

ティーライフ株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 向　眞生 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 早稲田　宏 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ティーライフ株式会社の平成２７年８月１日から平成２８年７月３１日までの第３３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成２７年８月１日から平成２８年７月３１日までの第３３期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び物流センターにおいて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２８年９月２３日

ティーライフ株式会社　監査役会

常勤監査役　鈴木　良房 ㊞

社外監査役　飯川　治 ㊞

社外監査役　小松原　康久 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営の重要な課題と位置づけており、企業体質の強化及び今後の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としており、次のとおり剰余金の処分をいたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　金28円

配当総額　118,998,404円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年10月28日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　100,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社既存事業の多様化に伴う新規事業の参入を可能とするため、現行定款第２条に事業目的を追加するものであります。

(2) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(4) 本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) プーアール茶、緑茶、その他茶類および飲料品の製造および販売	(1) プーアール茶、緑茶、その他茶類および飲料品の製造および販売
(2) 健康食品、食料品および冷凍食品の製造および販売	(2) 健康食品、食料品および冷凍食品の製造および販売
(3) サプリメント、栄養補助食品の製造および販売	(3) サプリメント、栄養補助食品の製造および販売
(4) 幼児用品、日用雑貨、寝具等の製造および販売	(4) 幼児用品、日用雑貨、寝具等の製造および販売
(5) 化粧品、医薬部外品、化粧品雑貨および美容機器の製造および販売	(5) 化粧品、医薬部外品、化粧品雑貨および美容機器の製造および販売
(6) 通信販売業	(6) 通信販売業
(7) 卸売業	(7) 卸売業
（新設）	(8) 荷造梱包業および倉庫業
(8) 不動産賃貸事業	(9) 不動産賃貸事業
(9) 前各号に付帯または関連する一切の事業	(10) 前各号に付帯または関連する一切の事業

現　行　定　款	変　更　案
第３条～第４条　（条文省略）	第３条～第４条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第５条～第８条　（条文省略）	第５条～第８条　（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 （削除）
第10条～第16条　（条文省略）	第10条～第16条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第17条　（条文省略）	第17条　（現行どおり）
（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は７名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、４名以内とする。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の選任の方法） 第19条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2　（条文省略） 3　（条文省略）	（取締役の選任の方法） 第19条　当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 2　（現行どおり） 3　（現行どおり）
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （新設） 2　補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。 （新設）	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2　監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 4　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第21条～第22条　（条文省略）	第21条～第22条　（現行どおり）
（代表取締役） 第23条　当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	（代表取締役） 第23条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。
（役付取締役） 第24条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	（役付取締役） 第24条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第25条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の決議があったものとみなす。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 第27条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（報酬等） 第27条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第28条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第28条～第29条　（条文省略）	第29条～第30条　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（監査役および監査役会の設置） 第30条　当会社は、監査役および監査役会を置く。	（削除）
（監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は４名以内とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の選任の方法） 第32条　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第34条　監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削除）
（監査役会規程） 第36条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第38条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の設置） 第31条　当会社は、監査等委員会を置く。
（新設）	（常勤の監査等委員） 第32条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	（監査等委員会の決議の方法） 第34条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会規程） 第35条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現　行　定　款	変　更　案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第39条～第41条　（条文省略）	第36条～第38条　（現行どおり）
（新設）	（会計監査人の報酬）
	第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算	第７章　計算
第42条～第45条　（条文省略）	第40条～第43条　（現行どおり）
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置）
	第１条　第33期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（５名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力を発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	うえだ　のぶじ 植田伸司 （昭和24年12月４日生）	昭和47年４月　静岡小松フォークリフト株式会社入社 昭和52年４月　株式会社覚丸文佐藤商店入社 昭和58年８月　当社設立 代表取締役社長就任（現任） 昭和62年12月　株式会社植田茶園（平成２年２月、株式会社ウエダに商号変更）設立 同社代表取締役社長就任 平成４年８月　株式会社ウエダ解散 同社代表取締役社長を退任 平成24年11月　株式会社アペックス代表取締役会長就任（現任） 平成25年11月　コラムジャパン株式会社取締役会長就任（現任） 平成26年８月　株式会社ダイカイ取締役会長就任（現任）	344,850株
2	すずき　まもる 鈴木守 （昭和25年１月４日生）	昭和48年３月　株式会社ムトウ（現　株式会社スクロール）入社 平成３年４月　株式会社ミック（現　株式会社スクロール360）総務部長 平成５年４月　株式会社ムトウクレジット総務部長 平成８年６月　同社取締役就任　総務部長 平成15年４月　株式会社ムトウ（現　株式会社スクロール）経理部長 平成17年４月　株式会社ムトウクレジット取締役就任管理部長 平成18年４月　当社入社　経理部長 平成18年10月　取締役就任　経理部長 平成21年２月　常務取締役就任　企画管理部長 平成22年８月　常務取締役管理部長 平成24年８月　常務取締役経営企画部長 平成24年11月　株式会社アペックス取締役就任（現任） 平成25年11月　コラムジャパン株式会社取締役就任（現任） 平成26年８月　専務取締役就任（現任） 株式会社ダイカイ代表取締役社長就任（現任）	25,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	萩原俊彦 (はぎわらとしひこ) (昭和43年５月３日生)	平成４年４月　アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 平成12年７月　株式会社テレマーケティングジャパン入社 平成16年11月　株式会社ＪＩＭＯＳ入社 平成17年９月　同社取締役就任 平成22年７月　株式会社水永水産取締役就任　営業部長 平成24年２月　萩原俊彦事務所設立代表就任 平成25年８月　当社顧問 平成25年10月　取締役就任 平成25年11月　取締役カタログ推進部長 平成26年２月　取締役マーケティング部長 平成26年８月　取締役経営企画部長（現任）	－株
4	湯川和俊 (ゆかわかずとし) (昭和47年６月15日生)	平成10年４月　株式会社デイー・エム・ジェイ入社 平成11年８月　株式会社インターメディア出版入社 平成17年３月　株式会社プレミアム入社 平成20年３月　当社入社 平成22年８月　事業推進部長 平成24年８月　商品企画販売部長 平成25年10月　取締役就任　商品企画販売部長 平成26年２月　取締役顧客開拓部長（現任） 平成27年２月　コラムジャパン株式会社代表取締役社長就任（現任）	20,000株
※5	須浪薫 (すなみかおる) (昭和37年１月29日生)	昭和57年４月　三洋電機株式会社入社 平成４年１月　株式会社セシール（現　株式会社ディノス・セシール）入社 平成18年８月　株式会社ＣＳＫシステムズ（現　ＳＣＳＫ株式会社）入社 平成19年６月　株式会社ビューティ花壇入社 平成19年７月　同社新規事業部長 平成21年10月　同社執行役員就任　管理本部長兼広報・ＩＲ室長 平成22年９月　同社取締役就任　管理本部長兼広報・ＩＲ室長 平成23年６月　同社取締役経営企画室長兼管理本部長 平成25年６月　同社取締役コーポレート本部長兼新規事業本部長 平成25年９月　同社常務取締役就任　コーポレート本部長兼新規事業本部長 平成25年10月　同社常務取締役新規事業本部長 平成27年８月　当社入社　経営企画部次長 平成27年11月　マーケティング部長 平成28年８月　商品企画販売部長（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	こむらふじお 小村富士夫 （昭和39年８月16日生）	昭和58年４月　株式会社大阪三愛グループ（現　株式会社ＯＳＧ）入社 昭和61年１月　株式会社チャイルド入社 平成３年10月　株式会社新日本リビング（現　株式会社新日本製薬）入社 平成10年９月　株式会社ＪＩＭＯＳ設立 同社代表取締役就任 平成18年10月　株式会社サイバードホールディングス代表取締役会長就任 平成19年７月　株式会社Ｊスタイル設立 同社代表取締役社長就任（現任） 平成21年９月　福岡大学非常勤講師（現任） 平成25年10月　株式会社パートナーエージェント取締役就任（現任） 平成26年10月　当社社外取締役就任（現任） 一般社団法人日本リテンション・マーケティング協会代表理事就任（現任） 平成27年５月　株式会社リ・インベンション取締役就任（現任） 平成28年６月　株式会社コアフォース代表取締役会長就任（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．小村富士夫氏は、社外取締役候補者であります。
４．小村富士夫氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の業務執行に対し一層の監督機能の強化を図るとともに、同氏から客観的かつ適切なアドバイスをいただけるものと判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。
５．当社は、小村富士夫氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、小村富士夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力を発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	すずき よしふさ 鈴木良房 （昭和30年４月16日生）	昭和49年３月　株式会社ムトウ（現　株式会社スクロール）入社 平成19年８月　当社入社　マーケティング部長 平成21年２月　インターネット部長 平成21年10月　取締役就任　インターネット部長 平成22年２月　取締役事業推進部長 平成22年８月　取締役経営企画部長 平成24年８月　取締役事業推進部長 平成25年２月　取締役カタログ推進部長兼ネット推進部長 平成25年11月　取締役ネット推進部長 平成26年２月　取締役新規事業部長 平成27年２月　取締役ネット事業部長 平成27年10月　常勤監査役就任（現任） 株式会社アペックス監査役就任（現任） コラムジャパン株式会社監査役就任（現任） 株式会社ダイカイ監査役就任（現任）	7,500株
2	いいかわ おさむ 飯川　治 （昭和23年９月22日生）	昭和46年３月　株式会社ムトウ（現　株式会社スクロール）入社 平成14年４月　同社通販事業部副事業部長兼通販販売部長 平成15年４月　株式会社ムトウクレジット取締役就任　管理部長 平成17年４月　株式会社ムトウ（現　株式会社スクロール）顧問 平成17年６月　同社常勤監査役就任 平成19年６月　同社顧問 平成19年６月　株式会社浜松ファッション・コミュニティセンター代表取締役社長就任 平成19年６月　株式会社ハマキョウレックス監査役就任 平成20年７月　当社社外監査役就任（現任） 平成21年８月　常勤社外監査役就任 平成24年11月　株式会社アペックス監査役就任 平成25年11月　コラムジャパン株式会社監査役就任 平成26年８月　株式会社ダイカイ監査役就任	12,500株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	こまつばらやすひさ 小松原康久 （昭和25年２月25日生）	昭和47年４月　株式会社静岡銀行入行 平成11年４月　同行執行役員東京支店長 平成13年６月　同行取締役常務執行役員就任 平成15年６月　静銀リース株式会社代表取締役社長就任 平成17年６月　静岡モーゲージサービス株式会社（現　静銀モーゲージサービス株式会社）代表取締役社長就任 平成19年６月　同社取締役会長就任 平成20年10月　当社社外監査役就任（現任） 平成24年６月　理研軽金属工業株式会社監査役就任	5,000株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．飯川治氏及び小松原康久氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 飯川治氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い見識を有し、他社の監査役を歴任しており、当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって８年３か月であります。

(2) 小松原康久氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における長年の経験と幅広い見識を有しており、当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって８年であります。

３．当社は、飯川治氏及び小松原康久氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。また、両氏の選任が承認された場合には、両氏との間で同様の内容の契約を継続する予定であります。

また、鈴木良房氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

４．当社は、飯川治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成19年10月25日開催の第24期定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額250百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、６名（うち社外取締役１名）となります。

なお、本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第７号議案　役員賞与支給の件

当事業年度の功労に報いるため、当事業年度の業績、その他諸般の事情を勘案し、当事業年度末時の取締役４名（社外取締役を除く。）及び常勤監査役１名に対し、役員賞与として総額21,650千円（取締役分19,650千円、監査役分2,000千円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会　場：静岡県掛川市亀の甲１－３－１
　　掛川グランドホテル　３階「シャングリラスイート」
　　TEL 0537－23－3333

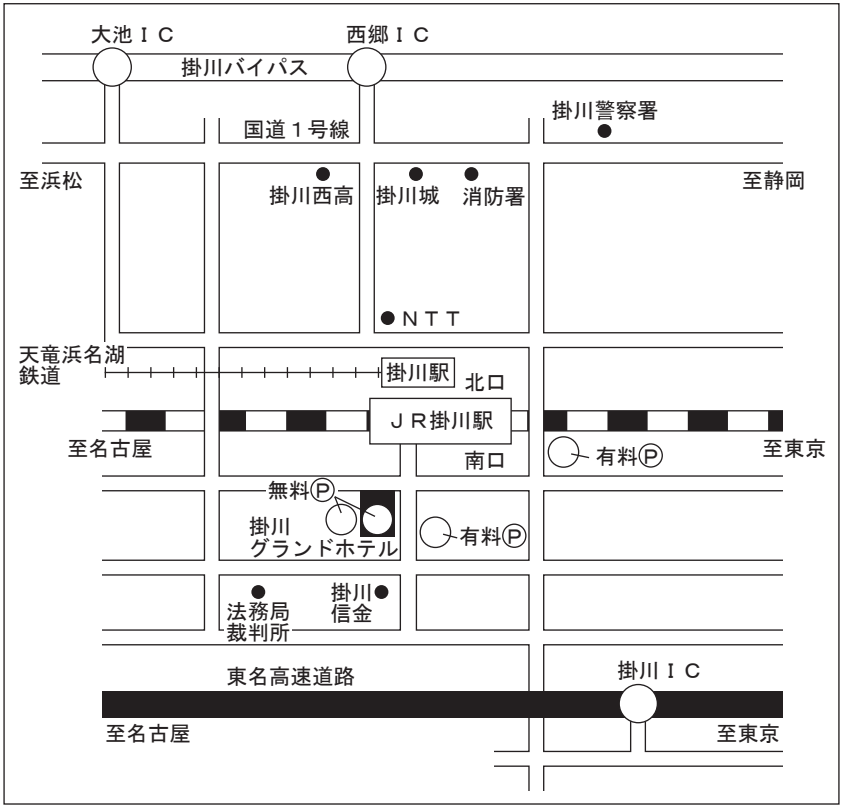

交　通【電　車】東海道新幹線　掛川駅南口より　徒歩約１分
　　【自動車】東名高速道路　掛川ＩＣより　　車で約５分

（ご案内）

駐車場は、ホテル専用駐車場（無料）のご利用をお願いします。満車等でホテル専用駐車場以外（有料）をご利用の場合は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。